

第2章 対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の状況

対象事業実施区域周辺における自然的状況の概要を表 2-1 に、社会的状況の概要を表 2-2 に示すとおりである。

表 2-1(1) 対象事業実施区域周辺における自然的状況の概要

項目	概要
2-1-1 気象、大気質等に関する大気環境の状況	・大潟地域気象観測所における気温の年平均値の平年値は 13.4℃、年間降水量の平年値は 2,249.2mm、平成 24 年の年平均は 13.5℃、年間降水量は 2387.5mm であった。
	・対象事業実施区域周辺には深谷局、西福島局が設置されており、二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質、ダイオキシン類は環境基準を達成しているが、光化学オキシダントは未達成となっている。
	・頸城区西福島 947-2 (C 類型) で実施した環境騒音測定の結果、平成 24 年度では環境基準を達成した。
	・頸城区榎井 701 (指定なし) 及び大字藤野新田 1223 (第 1 種区域) 実施した道路交通振動測定の結果、平成 24 年度では要請限度を超過した地点はない。
2-1-2 水象、水質等に関する水環境の状況	・対象事業実施区域周辺の主な河川としては、関川水系保倉川 (一級河川、延長 54,711m) 及び飯田川 (一級河川、延長 25,086m) が挙げられる。
	・対象事業実施区域周辺に位置する保倉川 (2 地点)、飯田川 (1 地点) での水質測定の結果、生活環境項目のうち、大腸菌群数は環境基準を達成していない調査日が確認されたが、それ以外の項目では全地点で環境基準を達成している。
	・健康項目及びダイオキシン類については、すべての地点において環境基準を達成している。
2-1-3 土壌及び地盤に関する状況	・対象事業実施区域の土壌は褐色低地土壌の櫟下統または細粒グライ土壌の富曾亀統に区分される。
	・対象事業実施区域周辺の平成 23 年から平成 24 年の 1 年間の変動は -11.4~-5.4mm の範囲であり、沈下の傾向がみられた。変動量の最大は -11.4mm (上越市春日新田 2 丁目 2222) であった。平成 19 年から平成 24 年の 5 年間の変動では、変動量の最大は -27.6mm (上越市上吉野 1640-1) であった。
	・対象事業実施区域周辺 1 地点で実施された地下水質測の結果、全項目で環境基準を達成している。
2-1-4 地形に関する状況	・対象事業実施区域が位置する高田平野では関川水系の多数の河川が流れ、池沼が点在する。東部は東頸城丘陵が広がる山間地域、北部の海岸線では日本海に接する。対象事業実施区域は、保倉川と飯田川に挟まれた地域に位置し、砂礫段丘に区分されている。
	・対象事業実施区域周辺の貴重な地形として、保倉川の旧流路と自然堤防が報告されている
2-1-5 地質に関する状況	・対象事業実施区域周辺の地質は保倉川及び飯田川等の河川によって運ばれた泥、砂、砂礫などの堆積物で構成され、第 4 系の比較的新しい地層で覆われている。対象事業実施区域の表層地質は、未固結の段丘堆積物である泥・砂・砂礫に区分されている。
	・対象事業実施区域周辺には貴重な地質はない。
2-1-6 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	・対象事業実施区域の植生区分は水田雑草群落であるが、北側にはスギ・ヒノキ・サワラ植林が分布する。

表 2-1(2) 対象事業実施区域周辺における自然的状況の概要

項目	概要
2-1-6 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域周辺では、中頸城海岸（県内でも稀な海岸砂丘植物群落）、大瀧湿地のハンノキ林（県内の低湿地に残された希少な群落）が位置するほか、マダラヤンマ等の貴重な昆虫類が確認されている。
2-1-7 景観及び人と自然との触れ合い活動の状況	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域周辺の自然景観資源には、対象事業実施区域の北から北東約 4～5km に位置する保倉川の旧流路等がある。 対象事業実施区域の北東約 20km には佐渡弥彦米山国定公園が位置する。 対象事業実施区域周辺の観光資源のうち、旧保倉川三日月湖及び古保倉川蛇行跡については、人と自然との触れ合い活動の場と位置づけられる。いずれも対象事業実施区域から約 3～4km の距離に位置している。
2-1-8 文化財に関する状況	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域周辺の指定文化財は 14 件であり、全て市指定である。

表 2-2(1) 対象事業実施区域周辺における社会的状況の概要

項目	概要
2-2-1 人口に関する状況	<ul style="list-style-type: none"> 上越市の平成 24 年における世帯数は 72,918 世帯、人口は 203,904 人となっている。過去 10 年間の推移から、人口は減少傾向であり、世帯数は増加傾向である。 対象事業実施区域周辺には東中島、下名柄等の集落が分布している。
2-2-2 産業に関する状況	<ul style="list-style-type: none"> 平成 21 年 7 月 1 日現在の上越市における従業者数は 101,577 人であり、産業別では第三次産業が全体の 69.3%と最も多い。また、事業所数では、10,994 事業所のうち第三次産業が 78.4%と最も多い。
2-2-3 土地利用に関する状況	<ul style="list-style-type: none"> 上越市の地目別面積から山林が 41.8%、次いで田が 33.4%を占めている。 対象事業実施区域は都市計画区域内に位置するが、用途指定はないものの、都市計画施設（ごみ焼却処理施設）用地として都市計画決定を受けている。
2-2-4 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域周辺における関川水系保倉川及び飯田川等の内水面では、水産資源保護法に基づく保護水面の設定はない。 対象事業実施区域周辺では、上越市東中島において上水道用の井戸が設置されており、日当たり揚水量は 1,594m³となっている。
2-2-5 交通に関する状況	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域周辺の交通網として、主要な道路は北陸自動車道、国道 8 号や国道 253 号などで、ほかに信越本線（黒井駅）、直江津港がある。 平成 22 年道路交通センサスデータによると、対象事業実施区域の近傍に位置する国道 253 号における交通量は 10,263 台/日となっている。
2-2-6 公共施設に関する状況	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域周辺には、2 つの小学校、1 つの病院、4 つの保育園、4 つの老人介護施設、1 つの児童館が位置している。 対象事業実施区域から北へ約 200m の位置に上越リゾートセンターくるみ家族園がある。

表 2-2(2) 対象事業実施区域周辺における社会的状況の概要

項目	概要
2-2-7 生活環境施設等環境の保全に関する施設の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上越市の上水道普及率はほぼ 100%に近い。 ・ 上越市の公共下水道普及率は 54.4%であり、処理区域人口及び水洗化率ともに増加の傾向にある。対象事業実施区域は下水道計画区域に該当していない。 ・ 上越市で発生するごみは、第1クリーンセンター（140t/日）及び第2クリーンセンター（98t/日）で焼却処理している。ただし、中郷区・板倉区については新井頸南広域行政組合の新井頸南クリーンセンター（70t/日）で焼却処理している。また、中郷区・板倉区を含む全市域から発生するし尿は汚泥リサイクルパークで処理している。市内から排出される焼却灰やシュレッダーダストのほとんどを市外、県外の最終処分場に埋め立てている。 ・ 平成 18 年 3 月に策定された「上越市一般廃棄物＊処理基本計画（平成 23 年 3 月改定）」では、平成 27 年度までを計画期間とし、ごみ排出量の削減、資源化の推進、最終処分量の削減、生活排水＊処理の目標を掲げており、達成に向けた各種施策や必要な施設整備を行うこととしている。
2-2-8 環境保全に係る法令、条例等による指定、規制等に関する状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象事業実施区域周辺には、自然環境保全法に基づき指定された自然環境保全地域、新潟県自然環境保全条例に基づき指定された新潟県自然環境保全地域及び緑地環境保全地域はない。 ・ 上越市自然環境保全条例に基づき、二貫寺の森自然環境保全地域が指定されている。二貫寺の森は希少な動植物が生息・生育する地域として保全計画が策定されている。 ・ 対象事業実施区域は、自然公園法等の指定はない。 ・ 対象事業実施区域は、鳥獣保護区等の指定はない。 ・ 森林法に基づく保安林が指定されているが、対象事業実施区域は保安林指定はなされていない。 ・ 対象事業実施区域周辺には、砂防法に基づく砂防指定地はない。 ・ 対象事業実施区域周辺には、地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域の指定はない。 ・ 対象事業実施区域周辺には、急傾斜地崩壊危険区域の指定はない。 ・ 対象事業実施区域周辺には土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定はない。 ・ 対象事業実施区域周辺における水質汚濁に係る環境基準の類型指定としては、保倉川はA類型またはB類型に、飯田川はB類型指定されている。 ・ 対象事業実施区域は、騒音に係る環境基準の地域類型指定はされていない。 ・ 対象事業実施区域は、騒音規制法及び新潟県生活環境の保全等に関する条例に基づき特定工場等において発生する騒音基準の区域指定外である。 ・ 対象事業実施区域は、振動規制法及び新潟県生活環境の保全等に関する条例により定められた特定工場等に係る振動の規制基準の指定地域外である。 ・ 対象事業実施区域は、悪臭防止法の第1種区域に指定されている。 ・ 対象事業実施区域は、新潟県生活環境の保全等に関する条例の地下水採取の規制地域内に位置している。 ・ 対象事業実施区域は、土壌汚染対策法の指定区域に該当しない。 ・ 対象事業実施区域は、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律における農用地土壌汚染対策地域ではない。

表 2-2(3) 対象事業実施区域周辺における社会的状況の概要

項目	概要
2-2-9 環境保全計画等の策定の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・上越市一般廃棄物処理基本計画は平成 18 年 3 月に策定され、ごみ処理に関わる長期ビジョンを明確にするとともに、廃棄物の処理に関する市の基本方針と現実的かつ具体的な施策の方向を定め、市民、事業者、処理業者、行政それぞれが共通の認識に立ち、独自に又は相互に協力・連携して取り組むべき役割を明らかにしたものである。計画期間は平成 18 年度から平成 27 年度であり、排出量、資源化量、最終処分量の目標を定めている。あわせて生活排水処理の方針、災害時の廃棄物処理方針を定めている。 ・「上越市景観計画」における届出行為の制限に関する事項が定められており、届出行為に着手する 30 日前（実地調査が必要な場合は最長 90 日前）までに行為の届出が必要となる。対象事業実施区域周辺は、本計画における景観計画区域に該当する。